

別表 10

地域農業構造転換支援タイプにおける配分基準表

項 目	現 状 の 水 準	点 数
① 付加価値額の拡大	ア 現状ポイント 直近年の付加価値額が以下のいずれかとなっている。ただし、⑨の新規就農ポイントの加点を受ける者は除く。	
	a 300 万円以上	1 経営体につき 1 点
	b 600 万円以上	1 経営体につき 2 点
	イ 付加価値額の拡大率目標ポイント 目標年度における付加価値額の目標の直近年からの拡大率が以下のいずれかとなっている。ただし、⑨の新規就農ポイントの加点を受ける者は除く。	
	a 10%以上	1 経営体につき 1 点
	b 15%以上	1 経営体につき 2 点
	c 20%以上	1 経営体につき 3 点
	d 30%以上	1 経営体につき 4 点
	e 40%以上	1 経営体につき 5 点
	f 50%以上	1 経営体につき 6 点
	g 60%以上	1 経営体につき 7 点
	ウ 付加価値額の増加額目標ポイント ⑨の新規就農ポイントの加点を受ける者は（イ）、その他の者は（ア）の取組に該当している。 （ア）目標年度における付加価値額の目標の直近年からの増加額が以下のいずれかとなっている。	
	a 100 万円以上	1 経営体につき 1 点

	b 150 万円以上	1 経営体につき 2 点
	c 300 万円以上	1 経営体につき 3 点
	d 400 万円以上	1 経営体につき 4 点
	e 650 万円以上	1 経営体につき 5 点
	f 1,000 万円以上	1 経営体につき 6 点
	g 1,500 万円以上	1 経営体につき 7 点
	(イ) 目標年度における付加価値額の目標が以下のいずれかとなっている。	
	a 基準額(目標年度における就農後経過年数×50 万円) 以上	1 経営体につき 2 点
	b 基準額の 10%増し以上	1 経営体につき 3 点
	c 基準額の 20%増し以上	1 経営体につき 4 点
	d 基準額の 30%増し以上	1 経営体につき 5 点
	e 基準額の 40%増し以上	1 経営体につき 6 点
② 経営面積の拡大	以下のいずれかの取組に該当している。	
	a 目標年度に現状よりも20ha(施設園芸作の場合は目標面積が1ha以上でありかつ30%、果樹作の場合は目標面積が3ha以上でありかつ15%)以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	1 経営体につき 7 点
	b 目標年度に現状よりも10ha(施設園芸作の場合は目標面積が0.5ha以上でありかつ30%、果樹作の場合は目標面積が1.5ha以上でありかつ15%)以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	1 経営体につき 6 点
	c 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より4ha(施設園芸作の場合は20%、果樹作の場合は10%)以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	1 経営体につき 5 点

	d 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より2ha（施設園芸作の場合は10%、果樹作の場合は5%）以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	1経営体につき 4点
	e 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より経営面積の拡大を行うこととしている、又は目標年度に現状より4ha（施設園芸作の場合は20%、果樹作の場合は10%）以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	1経営体につき 3点
	f 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けている、又は目標年度に現状より2ha（施設園芸作の場合は10%、果樹作の場合は5%）以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	1経営体につき 2点
	g 上記aからfまでに該当しない経営体で、目標年度に現状より経営面積の拡大を行うこととしている。	1経営体につき 1点
③ 農産物の価値向上	事業実施前3年度内に新品種の導入、栽培管理技術の改善、新たな加工又は販売の取組等により、農産物の価値の向上等に取り組んでいる又は目標年度までに行うこととしている。	1経営体につき 1点 なお、有機JASの認証を受けている場合又は受けることとしている場合は、1点加点する。
④ 農業経営の複合化		
	ア 土地利用型作物の生産、園芸作物生産などを組み合わせ、複合的に経営を展開している。	1経営体につき 1点
	イ 品目転換について、a又はbの取組に該当している。	
	a 事業実施前3年度内に経営面積又は農産物売上高（農産物の生産・加工に係る売上高をいう。以下同じ。）の3割以上の品目転換を行っている又は目標年度までに行うこととしている。	1経営体につき 1点
	b 事業実施前3年度内に経営面積又は農産物売上高の4割以上の品目転換を行っている又は目標年度までに行うこととしている。	1経営体につき 2点

⑤ 経営管理の高度化		
	ア 現在、法人化している又は目標年度までに法人化することとしている。	1 経営体につき 1 点
	イ GLOBALG. A. P. 又はASIAGAP の認証を取得している。	1 経営体につき 1 点
	ウ 農業版事業継続計画（BCP）を策定（チェックリスト「事業継続編」により策定した簡易版を含む。）している。	1 経営体につき 1 点
	エ 青色申告を行っている又は目標年度までに行うこととしている。	1 経営体につき 1 点
	オ 労働時間、休憩、休日、時間外及び休日の労働について、就業規則又はこれに準ずるものに他産業と同等の労働環境を規定している。	1 経営体につき 1 点
⑥ 環境配慮の取組	以下のいずれかに該当する取組である。 ア 事業実施前3年度内に化石燃料を使用しない園芸施設への移行による温室効果ガスの削減又は化学農薬・化学肥料使用量の削減を行っている又は目標年度までに行うこととしている。 イ 環境負荷低減事業活動実施計画若しくは特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている又は目標年度までに受けることとしている。	1 経営体につき 1 点
⑦ 労働時間の短縮	栽培技術等の改善、作業の効率化等による農作業の一部又は全部の労働時間について、a から c までのいずれかの取組に該当している。	
	a 目標年度までに 10%以上削減することとしている。	1 経営体につき 1 点
	b 目標年度までに 20%以上削減することとしている。	1 経営体につき 2 点
	c 目標年度までに 50%以上削減することとしている。	1 経営体につき 3 点

⑧ 輸出の 取組	ア 助成対象者又は助成対象者が所属する団体等 が策定した輸出事業計画の認定がされており、導 入等する機械等がその計画の取組内容に関連す るものであるもの。	1 経営体につき 1 点
	イ 助成対象者又は助成対象者が所属する団体等 がフラッグシップ輸出産地に参画しており、導入 等する機械等がその取組内容に関連するもので あるもの。	1 経営体につき 1 点
⑨ 新規就 農	事業実施年度に就農する者又は就農後 5 年度以内 の者である。 ただし、認定就農者である場合に限る。	1 経営体につき 2 点 なお、以下に該当する 場合は、それぞれ加点す る。 a 50 歳までに就農し た者である場合（法人 にあっては、役員の過 半が 50 歳以下である 場合に限る。）は、3 点 b 新規就農者育成総 合対策のうち経営開 始資金等の交付期間 中に経営を発展させ て交付を終了した者 である場合は、1 点
⑩ 農業者 の育成	農業研修生（国内で農業を生業とする予定の者に 限り、外国人技能実習制度に基づく者を除く。）を 受け入れている。	1 経営体につき 1 点 なお、以下に該当する 場合は、それぞれ加点す る。 a 就農に向けて必要 な技術等を習得でき る経営体として都道 府県が認めた者であ る場合は、1 点加点す る。 b a の加点対象者が 受け入れた農業研修 生が、過去 5 年以内に 研修を終了して独立 し、認定就農者又は認 定農業者となった場

		合は、独立した農業研修生 1 名につき 1 点（3 名以上は一律に 3 点）加点する。
⑪ 女性の取組	以下のいずれかに該当している。 ア 女性農業者（自らが農業経営を行っている又は部門間で区分経理を行っている場合に当該部門の責任者である者） イ 代表者が女性であるか、役員若しくは構成員のうち女性が過半を占める法人又は任意組織 ウ 法人又は任意組織であって、部門間で区分経理を行っている場合に女性が当該部門の責任者であるもの	1 経営体につき 3 点

注：1 配分基準表に係るポイントの算定に当たっては、原則として経営体の取組全体を対象として算定するものとする。

2 「⑤経営管理の高度化」のうち「目標年度までに法人化することとしている」に該当するとして加点する場合は、法人化に向けた取組計画を必ず確認するものとする。

3 輸出事業計画とは、輸出事業計画の認定規程（令和 2 年 4 月 1 日付け農林水産大臣決定）により農林水産大臣が認定した計画をいう。

4 フラグシップ輸出産地とは、フラッグシップ輸出産地選定実施要領（令和 6 年 4 月 19 日付け 6 輸国第 256 号）第 5 の規定により認定証の交付を受けた産地をいう。